

経営管理権集積計画の策定について

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和7年11月20日

宇和島市長 岡原 文彰

1 経営管理集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
集宇7-15	三間町土居中 1688	342	125	-	山林	0.0086	10年 (2025.11.20～2035.11.19)	
集宇7-15	三間町土居中 1690	342	126	-	山林	0.6101	10年 (2025.11.20～2035.11.19)	
集宇7-15	三間町土居中 1692	342	127	-	山林	0.1732	10年 (2025.11.20～2035.11.19)	
集宇7-16	三間町土居中 1217	344	61	-	山林	1.4463	10年 (2025.11.20～2035.11.19)	
集宇7-17	三間町土居中 1225	344	69	1	山林	0.3871	10年 (2025.11.20～2035.11.19)	
				2	山林	0.0000	10年 (2025.11.20～2035.11.19)	
集宇7-18	三間町土居中 1229	344	73	1	山林	1.5955	10年 (2025.11.20～2035.11.19)	
				2	山林	0.0000	10年 (2025.11.20～2035.11.19)	
集宇7-19	三間町土居中 1218	344	62	1	山林	0.3394	10年 (2025.11.20～2035.11.19)	
				2	山林	0.0000	10年 (2025.11.20～2035.11.19)	

2 縦覧場所

宇和島市産業経済部農林課

3 本公告により、宇和島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。